

第三十八回国会 建設委員会 議 録 第十四号

昭和三十六年三月十七日(金曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長

加藤 高藏君

理事木村 守江君

理事瀬戸山三男君

理事中島 巖君

理事逢澤 寛君

理事大沢 雄一君

理事徳安 實藏君

理事廣瀬 正雄君

理事山口 好一君

理事日野 吉夫君

理事三宅 正一君

出席國務大臣

建設 大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

建設政務次官 田村 元君

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長)

建設技 官 稗田 治君

(住宅局長)

委員外の出席者

専門 員 山口 乾治君

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(參議院送付)

防災建築街区造成法案(内閣提出第一三六号)

公營住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案(内閣提出第五九号(予))

○加藤委員長 これより會議を開きます。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案、防災建築街区造成法案、公營住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件、並びに公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案の四案件を一括議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

中島巖君。

○中島(巖)委員 まだ、計画局長が見えないようでありまして、住宅局長に質問をいたしたいと思ひます。

ただいま上程されております日本住宅公団法の一部を改正する法律案であります。この内容を調べてみますと、三十一條の三号において、団地の付帯事業を行なうことを規定してある。そして、これに、この付帯事業の賃貸、譲渡とか管理等についての新しい問題が、この法律で提案されておられるわけでありまして、それから三十二條の二において、これらの付帯事業を民間が行なう会社に融資を行なわせることができ、これを規定してある。すなわち、この法案の改正点は、公団がみづから管理すべきものを、代理会社を作つて、これに管理せしめるといふような意圖

が察知できるのではないかと。こういうふうな条文の上から解釈できるのでありますけれども、具体的に、わかりやすく、どういふ意圖をもつてこの一部改正案を提出したのであるか、その点克明に承りたいと思ひます。

○稗田政府委員 ただいまお尋ねの点につきまして、大体二点あるわけでありまして、三十一條の改正、これは従来、日本住宅公団が市街地の宅地の高度利用という意味におきまして、下に店舗、事務所等を建てて、その上に公団の賃貸住宅を乗せておる、市街地施設つき住宅の建設をいたしておつたわけでございますが、その店舗、事務所等の建設、管理というふうなことに、これは、従来は全体の付帯業務といふものの拡張解釈で事業を行なつてきたわけでございます。しかしながら、大都市における市街地改造の問題も非常に重要性を帯びて参りましたので、年々市街地の付帯住宅の戸数もふやして来たわけでございます。そこで、従来の業務に付帯する事業として、業務の中に、そういった市街地高度利用の住宅建設をいたした場合の店舗、事務所といったようなものの建設、譲渡、管理というふうなことに、明定した方がいではないかという趣旨に基づいて、三十一條を改正したものでございます。

次の第二点でございます。これは、公団の団地の居住者の利便に供する施設で、政令で定めるものについて投資

をすることができるよう改正するわけでございます。従来は、御承知のように、公団の団地と申しますのは、不燃構造のアパートの大きな一団地を形成したしておるわけでございます。この利便に供する施設の中で、今日まで公団として当然実施しなければならぬような集會場であるとか、あるいはその団地内に設ける役所の出張所といったようなものについては、公団が建設をいたしておるわけでございます。

ただ、今日まで居住者の要望の非常に強いものの中で、公団の居住者全部が利用するものでない施設、たとえば託児所でございますとか、非常に家財道具の多い方が貸倉庫を作つてほしいというふうな希望、また通動するの用に自転車を使ひますので、自転車の倉庫を作つてほしいというふうなことがあつたわけでございます。これらのものにつきましては、公団の資金並びに人員等のごときでございますので、ただいま申し上げました政令で指定する内容の託児所、貸倉庫、集団電話の施設というふうなものにつきましては、一部、出資または融資ができることにいたしました。事業資金の効率的な運用をはかつていくというふうな考え方から、今回の改正を提案いたしましたわけでございます。

○中島(巖)委員 公団法の一部を改正する法律案に、業務を行なう事業に投資(融資を含む。)というふうになつておるわけですか。そういったと、別に住宅金融公庫があつて、住宅金融

公庫で融資をしておるわけでありまして、これらの関係とどうなるかという問題が一つ。

それからまた、中高層建築に対しては、やはり金融公庫で融資をしておるわけで、公団で融資をするとなつて、すつきりせぬような点があるのじゃないかと思ひます。これらに対してどういふ構想をお持ちだか、その辺をはつきり一つ御所見を承りたい。

○稗田政府委員 最初のお尋ねの点でございますが、住宅金融公庫は、御承知のように、扱つております融資の種類は、公庫法の目的にもございまして、文化的な住宅を建設するために、その資金を、一般市中銀行では貸さないようなものに対して貸すということ。それから、産業労働者住宅に對しまして、事業会社等に給与住宅を建設するための資金を融資する。第三点には、市街地の防災上あるいは宅地の高度利用というふうな点から、都市の不燃高層化をはかるというふうな意味で、相当の住宅部分を有する高層建築物に對しまして融資をいたしておるわけでございます。

従ひまして、公団の団地の中に設けられますところの託児所でございますとか、貸倉庫といったようなものにつきましては、融資の道は開かれてないわけでございます。

なお、市街地の不燃高層化に対する施策として、金融公庫の、ただいまお

尋ねの中高層の耐火建築に対する融資と、日本住宅公団による市街地の施設つき住宅の両建があるわけでござい

す。その違いを申しましては、住宅金融公団の中高層の耐火建築に対する融資と申ししますのは、相当の住宅部分

を有する高層建築物に對しまして融資をするわけでございまして、その融資の割合は七割五分というふうに全額を

融資するわけではないわけでござい

すが、日本住宅公団で行なっておりま

すのは、全建設費を公団が受け持ちま

して建設をしまして下の店舗、事務所

等につきましては、これを割賦分譲す

る。上に乗せまして住宅につぎまして

は、公団の賃貸住宅といたしまして、

長期にわたって適正な家賃で勤労者の

ために開放して供給していくというわ

けでございまして、上に乗る住宅の

使用の仕方が、金融公団の中高層の住

宅の場合よりも非常に用途が明確に

なっております。でございます。

○中島(義)委員 今、局長の答弁によ

って、金融公団の融資する中高層と

公団の建設する中高層との区別は、大

体それでわかつたわけですか。そうす

と、今の説明によると、店舗つき住宅

は、住宅部分を譲渡もしくは賃貸借さ

せて、そうしてその上に乗ってある住

宅は依然として普通の住宅のように公

団が賃貸をとって経営していく、こう

いうように了解してよろしいですか。

○神田政府委員 さようでございま

す。

○中島(義)委員 次に、私の聞かんと

する問題を先ほどから局長ははずし

ておられるですが、結局、実際の具体

な構想としては、公団の第二会社みた

いなものを作って、これらの運営に当

たらせる。こういうような構想を抱い

ておられるわけであるか。この点を、もう

少し腹をばいの話をしてもいい。

○神田政府委員 出資または融資の対

象とする事業につきましては、先ほど

申し上げましたように、託児所でござ

いますとか、倉庫、車庫あるいは集団

電話施設の建築物というようにござ

います。合には一応別法人がございま

す。地城に非常に密着した関係がござ

います。日本全国一円の一つの法

人というものでなしに、東京に一つ、

大阪関西方面に一つ、場合によれば、

将来の問題といたしましては公団の支

所ごとの一つずつというような考え方

で別法人を作つて、それに民間資金も

導入いたしまして、資金の効率的運用

をはかりながら居住者へのサービスを

できるだけさせていくという考え方

でございまして。

○中島(義)委員 そこで、今、局長が

あげられました託児所であるとか保育

所であるとかいうような関係は、厚生

省でも補助金をたしか出しておると思

いました。従つて、団地関係の方が、

これらの補助金などを使って高度利用

して、自主的にやればやれるものじゃ

ないかと思ひ、それから自乗車の預

かり所とか共同倉庫、これも必要で

しょう。しかし、これは民間事業で

もつて、自乗車なら預かり金を取る、

共同倉庫なら倉庫の保管料を取る、と

いうことでやっていく仕事であると思

ひ、従つて、政府なり公団が金融措

置さえつければ、別にそういうような

第二会社を作らなくても運営ができる

のじゃないか、こういうふうに考える

わけです。そういうようなことは、こ

の法案を作るときに問題になつたかど

うか、研究になつたかどうか、この点

をお伺いしたいと思ひ。

○神田政府委員 ただいまお尋ねの点

等につきましては、十分研究を積んだ

わけでございます。まず、厚生省等

で行なつております保育所の関係でござ

います。現在、市町村長は、保育に

欠ける児童を保育所に入所させる措置

をとらねばならないという義務がある

わけでございます。保育所をみずか

ら設置するという法律上の義務づけは

ないわけでございます。また、この預

かる児童の関係でございますが、生活

保護法による被保護世帯、それから前

年度分の市町村民税の非課税世帯、そ

れから前年度分の所得税の非課税世帯

といつたような方々を最優先に入所さ

せることになつておるわけございま

す。従ひまして、公団の住宅団地の居

住者の場合は、優先の度合いがぐつと

おくれるわけでございます。

さような関係から、現実の問題とし

て、市町村が団地内に保育所を建設し

ていただくというようなことは、なか

なか期待できないような事情にあるわ

けでございまして。さような関係で、託

児所を公団の団地内に建設をしまして

経営をいたしていくことを考え

たわけでございます。

それから、第二の点でございます。

この公団の団地は、一応、御承知のよ

うに、公団の財産保全のことございま

して、また、居住環境を良好に保た

なければならぬわけでございます。

従ひまして、団地内に建設されますと

ころの共同の利便に供する施設といた

しましては、当然耐火構造にしなければ

大臣の認可を得るということになるわ

けでございます。それで、認可の場合

に、建設省といたしましては、公団に

この運営について誤りのないような、

監督のできる条件を一つつけようとい

うわけでございます。

なお、この公団は、出資をいたしました

工事につきましては、出資が過半を占

めるようにいたしました。公団の株主

としての意見が十分反映するようにし

て監督をして参つていくわけございま

す。現在、日本住宅公団の団地の中

には居住者の協議会等ができておりま

するが、公団が月々居住者の協議会と

も連絡をとりまして、会合等も持つて

おるようでございます。それらの会合

等に、場合によればサービス機関の方

も出席して話し合ひをして、意思が疎

通するということまで今後やって

いけば、居住者の意向も十分反映する

のじゃないかと考えておるわけであり

ます。

○中島(義)委員 それでは、もっと突っ

込んだ話、団地は、どこへ行つても団

地の自治会みたいなものができておる

わけですが、その自治会がみずからこ

れを運営したいというような希望の

あつた場合においては、これにまかせ

るような考えがあるのかどうか、この

点をお伺いしたいと思います。

○神田政府委員 御承知のように、公

団の団地が千戸なり二千戸建設されま

して、ここへ入居の希望者が入つてく

るわけでございます。一応、ある期間

の間は、烏合の衆といつては悪いわけ

でございますが、見ず知らずの人が集

まってくるわけでございます。われわ

れの考えとしまして、そういう団地

ができましたときに、当初からそう

な

な

な

な

な

が言われませんでしたように、それこそ過大
都市の膨張をどうするか、国土の
ほんとうの配分をどうするかという

ができるまでには、どうしても三年くらいかかるということでございます。たいした方ない次第でございます。大体、ロンドンの周辺にできました。ニュー・タウンを見ましても、かなりよく感心するようにできておりますが、あのニュー・タウンができ上がりますまでに、どこも大体十年かかっておるようでございます。ですから、首都圏整備事業というものを始めまして、まだ三年か、足かけ四年になるといふ程度でございまして、かなり活潑にはやっておるわけでございますけれども、まだそこに工場を誘致して、完全に工場を定着させて、人口を定着させ、そして東京に集中して参ります過度の人口を排除して、この衛星都市に定着させるというような目的を果たしますのには、イギリスのロンドン周辺のニュー・タウンを見ましても、相当

の年月を要することは、やはりやむを得ないことであると思いますが、努めて迅速にこれを実行いたしまして、過度の集中を来たさないようにいたしたいという方向に尽力をしておるような次第でございます。

ごらんの通り、最近新しい工場等は、この混雑した東京に集まりますよりは、今申し上げたような整備されたつあります衛星都市、あるいはそれ以外の地域に設置される傾向に、大体機運としてもなつて参りました。これは政府の努力だけでなしに、やはり国民的な雰囲気ができまして、そういう機運が盛り上がりませんと、強制してやる仕事でございませんで、うまく参りません。幸いに、近ごろはそういう機運になつてきておると思うのであります。

て、われわれも推進をいたしまして、在野当時成立を見たのでございます。これも成立をしまして、十分とは申しかねるかもしれませんが、相当に成果を上げております。この工業等の制限に関する法律の制限に該当する工場、学校等が、これのできます前には三、四十件になりますか、数十件、年々相当の規模のものができつつあったのでありますが、これができまして以来だんだんとなくなりました。特殊の、たとえば早稲田大学の理工学部を作る、こういったようなことについて、理工科教育というものの重要性にかんがみ、理工学部の新設を許可いたしました。もう一件、これもやはり既成市街地で、やむを得ないという状況のものを一件許可いたしましたようで、二件ほど新設が行なわれることになりました。その他のものは既成市街地にできませんで、他の地方に行っておる。こういうようなことも、若干成果をあげておるわけでございます。

のほどはよくわかりますけれども、どうも、私もどもいたしましては、たとえば相模原の問題にしても、あそこへ工場を移すというのなら、少なくとも先行手段としての鉄道や道路だけはいさぎよく作っておいて、工場が行ってこれから三年あとということではない、しなければいけない。それからまた、第一生命が静岡県が神奈川県が知りませんが、移る。ああいうのは自発的に移る体制ですけれども、生命保険の関係などは、ちよつと気のきいた生命保険は、都心部に膨大な計算事務関係のものは必要ない。私の知っておるところでも、数年前に東京都内から多摩川に移した。その方が能率が上がっている。いろいろあるのですけれども、これなども、もうちよつと基本的に計画を国が立てまして、しかも場所を整備してやるといふ勧奨をいたすならば、生命保険事業及び火災保険事業だけが東京都外へ移ったというだけであったも、非常に大きな人口だと思うのです。

に、それらの点についても手を打たれながら、私は基本的に学校だけでも環境のいいあそこに移される。学者は行政機関に必要だし、委員会にも出てこなければならぬ。しかし、一時間聞くらぬいならば何でもないことですから、富士吉田は今からそういう感覚のもとにやられる必要があるのじゃないか。

そういう点について、各省が思い思いで、広域都市の法案をこっちは考える。向こうは後進地域の開発を考える。自治省は自治省で考える。地方はそのためにまた運動をする。国の財政にも限度があるから、ろくなことはできやしない。私は今聞きたいのは、個々のそういうことではなしに、経済企画庁が考えることか、内閣で考えることか知りませんけれども、各省の知能を集め、外の知能も集めて、もつと根本的にやらないと、かりに今三つ四つ工場を移される区域の都市ができた、これがかりに十になってみても、やはりそれらの都市はベッド・タウンであって、人口はますます東京に集まっていくというような状況は、私は今の程度のやり方であればおさまるまいと思います。こういう点について、たとえば内閣の申し合わせによって企画庁において本気にその点について考えておるのであるとか、そうではなしに、連絡会議で考えておるとか、そういうことが必要だと思いますが、そういうものがありましたらお話を願いたいたし、ないようだったら、ほんとうに内閣としてお考えを願いたい。もう一ぺん御答弁をいただきたい。

○中村国務大臣　ただいま御指摘の点は、総合企画官庁でございます経済企画庁が中心になりまして進めておるわ

で、その意味において、国土の総合開発ということは、国土総合開発法ができましたもうすでに十年になります。が、どうも今までは、地域指定等が行なわれる程度で、活発でなかったように思われる。ついでに、急速に活発に作業を進めて具体化をはかる必要があらうということ、閣議の席上でも発言をいたしまして、総理からも、しっかりとやるようにというお話がありました。最近企画庁の総合計画局が中心になりました。また、あそこは手足のない部分がありますから、これらは建設省、通産省、農林省等、関係各省に委託調査等をいたしまして、実は熱心に国土総合開発に関する調査立案を今開始しておる段階でございます。従つて、政府といたしましては、この方向に向かひまして、従来とは格段と違った力の入れ方で活発にやっていきたいという考え方に現在立つて、作業中である次第でございます。

○加藤委員長　日野吉夫君。
○日野委員　大臣の今の説明で、熱意を持っておられることはわかるのですが、この熱意を、日本の政策のうちで一番立ちおくれている住宅政策に注いでもらいたい。こういう観点から、二、三点聞きたいのです。
大體、道路の問題については、過般

に、大臣はどういう考えを持っていたのか。道路問題については、所得倍増計画との結びつきがやや、はつきりなっているが、住宅政策については、どう所得倍増計画と結びついてゐるか。われわれは、ほんとうに住宅政策を完全にやるのが、日本の所得を倍増せしめ、そして、不均衡を是正する一つの政策になるのじゃないか、こゝという観点から見ますと、今の住宅政策というものは、ここに示されてある五カ年計画をこれから立てるのだ、これは法律を通してから作るのだ——僕はこれに不服なんです。もつと年次計画というものをきちんと持って、これをやるためにこの法改正が必要だからからやるのだというのですけれども、やつてくれとというならいいのですけれども、そういう計画なしに、この法律が出たらやるのだというやうな、いかにも白紙委任というやうな法案の提出と自力の仕方には反対なのです。民間と自力を合わせて六十七万戸を建設する、政府の施策住宅を二十四万六千戸にするとか、こういう計画を持ってここに

しているのですが、どうも政府の内部では、住宅問題に対する理解が足りないのじゃないか。今度の予算は、所得の倍増計画とどういう結びつき、どの程度の所得倍増の年次率に見合うところの予算でここへ出て参ったのか。その間に、いろいろ企画庁や閣議の方で折衝された経過等あれば、大臣から

ちよつと伺つて、大臣の住宅問題に対する熱意の程度をお聞かせ願ひたい。

○中村國務大臣 住宅問題の重要性は申し上げるまでもないこととござい

ます。実は、私も住宅難の解決に向かひましては、大いに努力を注ぐべき重要項目であると考えて、三十六年度予算編成の際にも、この点には大いに重点を置いて主張をして参つたのでございませう。結果は、ごらんの通りのような状態でございますが、それでも、従来に比しますと相当に建設戸数の増大を見ることができて、もちろん、これで十分と考へておりませんが、今後とも大いにやつて参りたいと思つてございませう。

なお、今国会に、この住宅公団法の改正案等をお願いいたしました内容といたしまして、従来は団地の造成ということが、団地住宅であるということが住宅公団法の主目的でございした。実は私、かねがね考へておりましたことは、団地もけつこうでございしますが、既成市街地内に高層建築をして高層住宅を建設いたしますれば、交通の關係等もございまして、地価は高くても、地価の高いことは何とかカバーできるのではないかとしようなことを考へておつたのでございませう。今度の住宅公団法の改正で、げたばき住宅を建てることを公団の一つの使命として明記していただきましたような次第で、郊外に団地住宅を作るといふことも、これは捨てるわけには参りませんし、やらなければならぬと思ひますが、あわせて既成市街地内に、下は店舗であつて二階以上が住宅の高層建築を作りまして、住宅の量をふやす。また、交通との關係にもらみ合せて、

住宅を造成していくという行き方をとることも必要であるという角度から、今度の改正案を御審議願つておるような次第でございませう。

これは、国の出発によつていろいろ違ふわけで、同じ敗戦国の中にも、アメリカの援助資金を、まず住宅を作れというところで、住宅に専念して、住宅資金にこれを充てた国がヨーロッパにあるわけでありませう。そういう国は住宅が非常に整備されたわけでございます。日本は、敗戦によりまして産業がほとんど壊滅状態になりましたが、産業の再建という方面に重点を置いて参りましたので、産業は非常に伸びましたけれども、住宅は置き去りを食つてゐる。置き去りを食つてゐるといふか、そういう住宅重点で行つた国のようにできていないといううらみがあつて思ふのであります。

そこで、これだけ日本が経済的に成長して参りました以上は、住宅建設にもつと力を入れ、また、団地住宅の利便といふものをいろいろ考へて、よくしていかなければならぬと思つて、よくあります。実は私も就任以来、三鷹の団地、あるいは東京都の住宅協会がやつております向原団地など、二カ所ほど現地を見たのでございませうが、もう団地の中へ入つて参りますと、これが日本の国かしらと思つて、これに高層建築で、中には花壇ができてゐるようなところを見まして、用地が手に入る限りにおいては、ああいったような種類の団地を作つていくことが非常に必要ではないか。それからまた、既成市街地内におきましては、道路を拡張する等の際に、今度お願いいたし

ております市街地改造法によりまして、一階をできるだけ店舗にして、二階以上を住宅にいたしましたげたばきの高層建築をいたしまして進めて参りますならば、これをなまけずに熱心に續けていけば、十年もたつたらば、見違へるような状態にできるのではないかと。また、そうせねばならない。こういうような気持でおるようなわけでございませう。今後とも御鞭撻を受けつつ、私もいたしましては住宅の整備に努力をして参りたいと思へます。

○加藤委員長 日野委員に申し上げます。中島委員の質問がまだ残つてゐるそうですから、関連質問はなるべく簡単に……

○日野委員 今、説明があつた通り、世界各國いづれも住宅政策に重点を置いて取り組んでおること、日本が立ちおくれたこともまたその通りであります。自由主義の國も、社会主義の國も、いづれも住宅といふものに重点を置いて、社会主義の國では工業と並行するが、工場建設の一步前にすでに住宅建設をやる。そして、労働者の住宅が非常にりっぱな低廉なものになる。一方、農村住宅等が非常な開きが

で、低廉な家賃でもつてこれらの諸君を収容した。その結果、やはり住宅を与えられた難民が、そうなる、今のような生活形式でなく、低廉でもコンスタントな月給を求むるために定職についた結果として、今香港というのは輕工業が非常に発達しまして、輸出がどんどん振興して、日本の綿織物が香港に輸入され、そこで低賃金の縫製作業を経て世界各國に流される。こういうような一つの結果を出して参ります。

やはり、日本のいろいろな問題も、悲劇も、住宅難から起こつてきておる点が非常に大きいと思ふ。建設省がもう少し本氣になつて、住宅政策と取り組むならば、こういう角度から住宅をきちんと提供して——もう衣類の点も、食の点も、十分とはいへないが、一応ある程度までいっている。残された問題は、やはり住宅の問題です。低廉な住宅を供給して、もっとコンスタントな収入を与へることになれば、日本の都市の罪惡、こうしたものが逐次減つて、コンスタントな一つの労働供給源ができるから、所得倍増計画と結びついて、日本の正常な発展をやるためにこの住宅政策といふものは非常に重要である。こういう角度から、これらの点は私は非常に参考になる、こう考へてゐる。

ことしの計画の特色として、低所得者住宅とか、不良住宅の改良とか、不燃高層化、宅地の質の向上、それから中小企業の住宅の供与、農漁村の住宅の改善と、項目はあがつておりますけれども、道路政策でも指摘されたように、三宅さんが言うような、建設省が指導官庁になつて一つ日本の再建をや

るのだという氣魄に、何か一つ欠けてゐるような氣がする。住宅政策は特にあれして、予算は若干ふえたといふけれども、こういう観点から見ますならば、所得倍増計画に即応する日本の住宅政策といふものは、もっと大きな予算を組んで、大々的にやるべきである、こう考へる。これをやるにも、やはりもう少し資料を充実させて、こういう政策をやる、そのためののだといふことになれば、団地取得なんかも、もっと安易にできると思ふ。計画がない、何をやるかわからぬのに、土地を提供せよ、施設を提供せよと言つてゐる、やはりレジスタンスが起こる。そういうことをスムーズに進行させるためにも、やはりそういう根本的な計画の用意が必要だとわれわれは思つてゐる。大臣の考へ方を一つお聞きしておきたい。詳細な項目については、あとで伺ひます。

○中村國務大臣 住宅といふものは、人間の心の安定という上からも非常に重要な要素をなしていると思ひます。従ひまして、住宅建設につきましては、すでに申し上げましたように、建設省といたしましては十カ年計画を立てまして、大体前期五カ年にはこのくらい、十年たつたならばもう全く一世帯一住宅の充足ができるようにという、一つの目標を持ちまして全力を注いで参りたいと思ひます。

○中島(慶)委員 續いて、今の問題に入るわけでありませう。三宅さんや日野さんから大きな問題を提出されたように、それについて一つ大臣にお伺ひしてから、この法案に入りたいと思つてゐます。

それ以前として、私の考えを率直に申し上げますと、中村さんのようなしろろの方、といつては失礼ですが、しろろの方が建設大臣になるという事は、私は歓迎しておるのです。大臣になる方は、相当長い間、いわゆる政治に携わつてきておつて、古いものにとらわれずに、その政治的感覚でもって処理してもらふ、そういうことを非常に期待しておるのです。多くの大臣の方は、大蔵大臣なんかも、たぶんに漏れず、役所に入ると役所のとりこになつてしまつて、役所の代弁ばかりを委員会に来てやつておるといふのが、今までの普通なんです。私は大臣に期待することは、いわゆる大臣の政治的感覚でもって、大きな点から、日本の国土はどうすべきであるというふうな観点から割り切つていっていただきたいということが第一点。

それから、われわれ社会党としては、このような国土計画なんといふことは、そんなイデオロギーの入つておる問題ではありませんから、極力自民党の諸君と一緒に大臣を応援するといふか、こういう前向きな姿勢に現在おるわけなんです。そこで、日本の政府の一番欠陥と申しますことは、大臣の任期があまり短か過ぎるのです。ドイツの交通関係なんかは、ちょうど現在の運輸省と建設省の道路局を一緒にして交通省というふうなものがあつたとしても、この交通大臣はすでに十年以上一貫して大臣をやつておる。従つて、それらの方針も、いわゆる大臣の方針によつてすべてが動いておる。こういう状態なんです。こういうふうな日本が私、切なるものがあるわけ

であります。

そこで、今回の予算面を見まして、地域格差の解消ということで、先ほど大臣からもお話がありましたけれども、建設省は広域都市建設法を準備しておる。経済企画庁でありますか、自治省でありますか、基幹都市建設法というものを準備しておる。それから通産省なんかでは、未開発地域の開発促進法というものを準備しておる。しかも、それらに對しまして建設省は、予算措置として、たしか千二百万ですか、あるいは企画庁は五千万ですか、そういう予算をもつてこれらを準備しておるわけでありまして。そこで、私が思うには、総理大臣も、経済企画庁長官も、予算委員会などで傍聴しておりますと、地域格差の解消といふことを盛んに打ち出して、現在のいろいろなサービス業の物価の値上げは仕方ないけれども、これに便乗するやからがあるから、これを氣をつければならぬ、こういうことを言つておる。私はむしろ、地域格差の解消に便乗しているのは政府じゃないか。とかく役所ごとにお互いに変な問題ばかり出しておつて、便乗自体が政府ではないか、私はこう思つて、おかしうて笑つておつたわけなんです。

そこで、私の希望するのは、こういうふうなもの一つにして、経済企画庁とか建設省などからエキスパートを出して、大臣のフレッシュな政治感覚のもとに、日本はこういうふうな政治感覚といかなければならぬというふうな、大臣が根本方針を打ち出して、これが各省にわたるところの予算を一つにして、そして日本の国土をこう持つていくべきであるというふうな方針を樹立

すべきではないか、こういうことを私は考えるわけです。

そこで、大臣にお伺ひいたしますことは、経済企画庁、自治省、通産、建設、それぞれいづゆる所得格差に便乗した法案を準備しているが、この四つの法案は提出になる見込みなんですか、どうでありますか。一つ閣議の御様子をお伺ひしたいと思ひます。

○中村國務大臣 実は今お示しのよう、各省それぞれ立場において、それぞれその任務に応じた施策を進めておるわけでございます。後進地域開発関係といつたしましては、御承知の通り、建設省にも通産省にも、あるいは自治省にも若干の予算づけができましたが、大体考え方としては、経済企画庁が一番よい予算をつけては、経済企画庁が中心になつて各省のこれらの事務を調整していく。従つて、経済企画庁の予算は、後進地域開発に関する調整費としての費目でできておるようでございます。政府としては、ばらばらにいったのではよろしくないのでありまして、建設省の考えは道路を整備し、河川を改修し、あるいは水の関係を考慮し、そして地方の後進地域開発のために広域都市建設をやりたい、またやるべきである、という考え方に立つておるわけでございます。

もちろん、これを実行に移しますには、自治省を統合監督をし、指導いたしております自治省との関係も緊密にとらなければなりません。また同時に、それをやります基本としては、産業の立地条件というものが非常に重要な要素をなすと思ひます。これらの点を思い合はせまして、当初、広域都市建設に関する法律案を提案予定法案の中にに入れておつたのでありますが、今度の予算のつけ方等から見まして、また現状から見まして、各省十分に連絡をとりまして、再検討と申しますか、十分に練つた上で前進すべきであるというふうに、目下のところ考えているわけでありまして。しかし、一刻も作業は休まないつもりで、三十六年度予算に盛り込みました千二百万円、広域都市建設をどの地域にしたならばよろしいかという見当をつけまして、同時に、そこをどういう方法で開発すればいいかというふうな方法で開発すればいい、金額は少ないのでありますが、少ない金額を最高度利用してやつて参りたい、かように考えている次第でございます。

○中島(農)委員 そこで、大臣に希望することは、池田内閣が所得倍増計画に伴う所得格差の解消、特に地域格差の解消をぶち出すと、ただいま申し上げたように、各方面から便乗した法案が出たわけです。私の考えとしては、今、大臣はさらに研究するといふお話でありましたが、これらの予算を一つにして、各省のエキスパートに集つていただいて、そして大臣の政治感覚によつて、こうしたらいいというふうなことを企画庁長官とお打ち合わせを願つて、これらの法案は今国会に全部出さないうちに、そして一年間置いて練り上げて、国一本の法案で出したい。どこの省と協議して作つたにしたい。でも、事業主体は、ほとんど八〇%、九〇%が建設省にあるのだから、こういうふうなこともない、ばらばらの法案を出さないように、練つて一本にしたいと考へ

るわけでありまして。

そこで、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律案にしろつて申し上げます。この法案とらばらの關係にある公共用地の取得に關する特別措置法は、いつ提案される予定になつておりますか。これは計画局長でもよろしい。

○國盛政府委員 ただいまのお話の公共用地の取得の問題につきましては、法律的なものは現在土地収用法があるわけでございます。公共用地の取得に關する特別法という名前でお尋ねがございまして、要するに、土地収用法といふものが、公共用地の取得全体の改善の問題をめぐりまして、公共用地取得制度調査会にその問題についていろいろ審議をしていただいております。従つて、そのうち特別措置に關する部分についての法律案の準備を今いたしております。まだ、立案の作業過程でございますので、正確な時日の見通しはつきませんが、いずれにいたしましても、今月中に成案を得たいと考へております。

○中島(農)委員 私どもの考えは、公共用地の取得に關する特別措置法なんという臨時立法でなしに、土地収用法の改正をすべきだと考へておるわけでありまして。何か社会党は、めちやくちやに土地収用法に對して反対しているような印象を与えておりますけれども、これは私個人の考えではあります。公共事業を遂行していく上において、ある程度の規制を加えなければ公共事業は推進しないのであるから、決してわれわれは全面的に反対の立場に立つてゐるのではないです。

ところが、問題は、今あなたから特別措置の作業中だということをお聞きしたので、私の意見をここで申し上げておくのでありますけれども、財産権はあまり重く見ないように、問題は生活権と居住権である。この点を十分尊重しさえすれば、われわれは土地収用法の一部改正、公共用地の取得に便法な方法で十分納得できて、賛成ができるのです。たとえば、一般に財産権といふことになってきますと、ある大きな会社が土地を買って置いて、ほろもくうけをする。あるいは山林の大きな所有者であるとか、土地をたくさん持っている者は、それに便乗して、むずかしいことを言って、たくさんのお金を出さなければその土地の取得ができない。こういうようなものに対しては、大いに規制を加えなければならぬが、生活権、居住権を尊重するところの精神がその中に貫して流れておれば、われわれは今言ったような見地から反対するんじゃない。公共事業を大いに促進する上において、むしろもっと強い立法でも私は差しつかえない、こういうように考えておるわけであります。私の基本的態度というものを申し上げて作業上の参考にしていただきたい、こういうように考えるわけであります。

そこで、また話は蒸し返しになりますけれども、この公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律、これは私も賛成であります。賛成でありますけれども、目先のただ二、三の問題を片づける程度のこういうような法律では、非常にも足りないと思うのです。たとえば、先ほど大臣から話のありましたように、この都市住宅

の高層化というようなことは、これは外国の例を見ればわかりますけれども、あまりにも日本はごちゃごちゃした木造の二階建、三階建に住んでおる。そういうようなところでも、将来ここが必要な土地である、あるいは市街地造成上において高層建築物にせねばいけないというような土地に対しては、前もってすでにその区域に対して建築制限をするとかいう、いわゆる十年後の大都市はいかにあるべきかという構想のもとに、これらの要綱も組み込んで立法すべきものである。こういうように考えるわけでありますが、この法案作成の過程において、そういうような研究はされなかったかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○關盛政府委員 たいだいま御意見を交えての御質問でございました。この市街地改造法との関連についてその点を申し上げますと、市街地改造法につきましては、結果的に居住者の、いわゆる居住と生活環境というものを現状の姿を維持しようという考え方で、公共施設の整備という事柄と、その生活環境なりあるいは居住の姿というものを維持しようということが、この法律の結果としてのねらいでございます。

そこで、現在の、今お尋ねのありました公共施設の整備に関連する市街地改造法は、法律論といたしまして、当該公共用地の敷地となる土地に存する所有権その他の権利というものは、御承知の通り都市計画として定められておりますので、事業決定も行なわれておりますから、これはもう土地収用といふことになるわけでございますが、今回の改造法は、さらにその付近地に

つきましても、いわゆる都市計画法でいっております超過収用という形の制度が入ってきておるわけでございます。この超過収用理論というものが今回の法律の中に入ってきておりますのは、かなり現行法制から見まして、当該区域については限定して定めるべきものであらうということ、これはいろいろ議論があつたのでございませう。この法律におきましては、公共施設の整備に伴って、その付近地が不整形な宅地ができる、あるいはまた過小であるとかいうふうなことから、この法律の市街地改造地区の指定の基準のところに条件が書いてあります。あのような条件を具備して、超過収用という形の理論が初めて出てくるわけでございます。その問題を踏み越えた議論のようにお聞きいたしましたのが、先生の今の発言だつたと思うのでございませう。

というのは、一般的に、ここは何階以上の建物にしなければならぬ、将来の都市の構築を考えると、ここはこういふふうにしなればならないというところを、やはり権利制限をするというやり方としては、いろいろな体系があるわけでございます。それをその通りの姿に作り上げるという形のものに踏み切るには、やはりその権利を取得できないわけでございます。今の御質問は、公共施設の整備に関連しない、一般的にこの市街地改造事業を実行する方法を検討したかどうか、こういうふうな意味に私、最後の重要な点を解釈したのでございます。これは、ただいま前段で申しました超過収用の可能な限界というものが、今お手元に

御審議願っております市街地改造法、その指定基準の条件というものが、まさしく現在の段階における限界だろふと思つてございませう。従つて、その範囲を越えた問題につきましては、私益と公益との調整の関係、あるいは憲法上の問題もあつたので、今後につきましましては十分慎重に検討しなければならぬということ、問題を今後に残したような結果でございます。

○中島(義)委員 今、計画局長の言われた通り、この法律は提案理由の説明にもあるように、「街路等の公共施設の利用に供せられる土地及びその付近地における建築物及び建築敷地の整備とに関する事業を内容とするものでありまして、このように限定してあつて、私の質問した点は、これらの限界を越したところまで質問したわけでありませう。その説明の通りでありますけれども、それらの問題については次会に質問することといたしまして、こうした法案を提出せねばならなくなったことは、今までの法案提出の過程から見ても、どうしてもつぎならぬような場所ができて、この法案が提出されたんじゃないか、こう、大へん失礼な話だが、憶測いたわけでありませう。現在予定されておるところでありますか。あつたら、その場所とか、あるいはどういうわけで差しつかえがあるのか、この点等をお伺いしたいと思います。

○關盛政府委員 たいだいまお尋ねになりました市街地改造事業、実施する予定の三十六年度の計画箇所等についてでございますが、これは東京、大阪につきましましては三十六年度中に事業化をいたしたい、こういうふうに考えておる地区がございませう。東京につきま

しては二カ所予定いたしております。この二カ所と申しますのは、東京の都市計画街路といたしまして、名称を放射四号線と申しておりますが、二級国道で申しますと、東京―沼津線でございます。この経過地点が、赤坂から渋谷を通りまして、三軒茶屋を通つて、西へ行つておるあの路線であります。この路線の沿道に沿つております地域で、特に商店街がございまして、しかも、その背後地が非常に密集しておつて、しかも交通の交差点になつておる。こういうふうなところにつきましては、区画整理の手法ではどうも困難でございますし、さらにまた、交差点であります関係上、その付近の交通事情というものが非常に顕著な状況を示しております。激化しております。しかも、その居住者の方々を、この付近においてそれぞれの現在の権利関係に移しかえをいたしまして、市街地建築物を造成するということにはないと、実際問題としては困るという上から申し上げたのでございませうが、そういうふうな実情でございませうので、今予定されておりますところは、東京都におきましてこの沿道沿いの二カ所を予定しております。さらに、大阪におきましては、大阪駅前広場の整備と、幹線ルートの整備に伴ひまして、高層化、不燃化をすでに要請されておる地区内でございませうので、これもこの市街地改造等の手法によりまして事業を実施すべく、大阪市におきまして昨年来準備しておるような状況でございませう。事業化についてはこの三カ所でございますが、なお調査につきましましては、街路事業費の調査費をもちまして、その他の地区について数カ所実施

いたしたい、こういうふうに予定いたしておるわけでございます。

○中島(藤)委員 自民党との約束がありまして、十二時半までということでありまして、質問は次会に譲って、本日はこれにて中止いたします。

○加藤委員長 この際、お諮りいたします。日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、審査の慎重を期するため、参考人より意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議ないものと認め、そのように決しました。

なお、参考人の人選、意見を聴取する日時並びに手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議ないものと認め、そのように決します。

次会は来たる二十二日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

建設委員会議録第七号中正誤

ペシ段 行 誤 正

四四 末から 財減 財源

建設委員会議録第十二号中正誤

ペシ段 行 誤 正

二三 末から ですか、 ですが、

七四 末から 二ぜも ぜひ

昭和三十六年三月二十二日印刷

昭和三十六年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局